

## 研究倫理審査委員会規定

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下「日本防災士会」という）が国内外で人を対象とする研究について「ヘルシンキ宣言（2000年改定）」等の趣旨に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成29年2月28日一部改正 文部科学省・厚生労働省）に基づいて、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するため、本会に研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

### (委員会の責務)

第2条 委員会は、研究計画の実施等の適否及びその他の事項について、その研究計画の科学的合理性及び倫理的妥当性について審査を行い、文書にて日本防災士会に報告する。

2 審査を行うに当たっては、特に次ぎ各号に掲げる点に留意する。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の保護及び安全の確保
- (2) 研究の対象となる個人に理解を求め了解を得る方法
- (3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合的判断

### (審査対象)

第3条 本委員会は、第1条に規定する研究を対象として、研究計画、研究経過及び研究計画変更等（以下「研究計画等」という。）の科学的合理性及び倫理的妥当性の両面を審査する。

2 前項の審査を対象とする研究は、日本防災士会が実施を認証した研究とする。

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、理事長の下に置く。

2 委員は3人以上とし、次に掲げる者から各1名以上を理事長が選び、委嘱する。

- (1) 学術分野
- (2) 倫理学・法律学の専門家 又は人文・社会科学の有識者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員会の運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 5 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、第4条2項で規定する(1)(2)(3)のいずれかに該当する委員をすべて含む3人以上かつ過半数の出席がなければ、合意又は議決することはできない。
- 3 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。
- 4 判定は、次の各号に掲げる表示による。
  - (1) 非該当
  - (2) 承認
  - (3) 条件付き承認
  - (4) 変更の勧告(要再申請)
  - (5) 不承認
- 5 委員長は、委員会の判定について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(申請手続き、判定の通知及び成果の報告)

第7条 審査の申請では、必要な資料を添えて書面で理事長に申請する。

- 2 申請者は、委員長の求めがあった場合、委員会に出席し、研究計画等を説明する。
- 3 理事長は、委員会の意見を尊重し、当該申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その結果を申請者に文書にて通知する。
- 4 申請者は、承認された研究計画等による研究成果を公表した場合は、理事長に報告する。

(委員の守秘義務)

第8条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会事務局(以下「事務局」という。)を、日本防災士会に置く。

- 2 事務局は、委員会に関わる庶務を行う。
- 3 事務局員は、審査に関わる庶務を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務局員を退いた後も同様とする。

(申請に関わる経費)

第 10 条 申請に必要な経費は、日本防災士会が申請者に請求できる。

(規定の改定等)

第 11 条 この規定の改正等については、委員会及び理事会の議決を経て定める。

(施行期日)

第 12 条 この規定は、令和 2 年 10 月 9 日 日本防災士会理事会において決定し、同日から施行する。

以上